

議案第 4 号

岩手県立博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県立博物館協議会委員の任命をすることについて、議決を求める。
任命（平成 29 年 6 月 23 日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立東松園小学校校長	及 川 政 己
盛岡市立上田中学校校長	佐 藤 進
岩手県立盛岡第四高等学校校長	小 田 島 正 明
岩手県青年団体協議会会長	松 田 恵 美 子
特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会理事	大 沢 リ ッ 子
一般社団法人岩手県 P T A 連合会副会長	野 場 秀 輝
石神の丘美術館主任学芸員	齋 藤 桃 子
八幡平市教育委員会教育長	遠 藤 健 悦
岩手県立博物館友の会会員	細 越 千 絵 子
株式会社岩手日報社編集局学芸部次長	千 葉 陽 介
岩手医科大学教授	松 政 正 俊
岩手大学教授	菅 野 文 夫
画家・民俗芸能研究者	飯 坂 真 紀
盛岡ふるさとガイドの会会員	沼 里 由 紀 子

平成 29 年 6 月 19 日提出

岩手県教育委員会教育長 高 橋 嘉 行

理由

岩手県立博物館協議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立博物館協議会委員（案）

（H29.6.23～H31.6.22）

分野	現職	氏名	年齢	性別	居住地	年数	兼任	
学校教育関係者	盛岡市立東松園小学校校長	おいかわ せい き 及川 政 己	58	男	盛岡市	新任	無	
	盛岡市立上田中学校校長	さとう すすむ 佐藤 進	58	男	盛岡市	新任	無	
	岩手県立盛岡第四高等学校校長	こだしま まさあき 小田島 正 明	56	男	北上市	新任	無	
社会教育関係者	岩手県青年団体協議会会長	まつだ えみこ 松田 恵美子	30	女	陸前高田市	2期	無	
	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会理事	おおさわ りつこ 大沢 リツ子	70	女	久慈市	2期	無	
	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	のば ひでき 野場 秀輝	47	男	久慈市	新任	無	
学識経験者	団体推薦	石神の丘美術館主任学芸員	さいとう ももこ 齋藤 桃子	39	女	岩手町	3期	無
		八幡平市教育委員会教育長	えんどう けん えつ 遠藤 健悦	74	男	八幡平市	3期	無
		岩手県立博物館友の会会員	ほそごえ ち えこ 細越 千絵子	48	女	盛岡市	新任	無
		株式会社岩手日報社編集局学芸部次長	ちば よう すけ 千葉 陽介	39	男	盛岡市	新任	無
	個人	岩手医科大学教授	まつまさ まさとし 松政 正俊	56	男	盛岡市	新任	無
		岩手大学教授	かの ふみ お 菅野 文夫	61	男	盛岡市	2期	無
		画家・民俗芸能研究者	いいさか ま き 飯坂 真紀	62	女	盛岡市	4期	無
		盛岡ふるさとガイドの会会員	ぬまさと ゆきこ 沼里 由紀子	75	女	滝沢市	3期	無

年齢：平成29年6月23日現在

チェック項目	平成28年10月改選時	今回
委員数【15人以内】	14人（新任1人）	14人（新任7人）
男女共同参画の推進に配慮 【男女いずれか一方の数が総委員数の40%未満にならないこと】	男：女 57.1%：42.9%	男：女 57.1%：42.9%
若手委員（50歳未満登用率【25%以上目標】）	28.6%（4/14）	35.7%（5/14）
委員の平均年齢	55.9歳	55.2歳
在任期間8年超	なし	なし

関係法令抜粋

1 博物館法(昭和 26 年 12 月 1 日 法律第 285 号)

(博物館協議会)

第 20 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 21 条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 22 条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2 博物館法施行規則(昭和 30 年 10 月 4 日 文部省令第 24 号)

第 18 条 法第 22 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

3 博物館条例(昭和 55 年 7 月 15 日 条例第 41 号)

(博物館協議会)

第 10 条 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 20 条第 1 項の規定に基づき、博物館に岩手県立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員 15 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 岩手県立博物館管理運営規則(昭和 55 年 9 月 26 日 教育委員会規則第 9 号)

第 7 条 条例第 10 条の規定による岩手県立博物館協議会(以下「協議会」という。)は、博物館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、博物館長に意見を述べることができる。

- (1) 資料の収集、保管、展示等に関すること。
- (2) 資料の調査研究、利用等に関すること。
- (3) その他博物館の運営に関すること。